

第3章 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）

◇ 現状と課題

市では、市民の健康の保持増進のため、生涯を通し、障がいの要因となりうる疾病の早期発見・早期治療及び早期療育に努めております。

妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行なうとともに、母子保健事業の充実など疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、引き続き一層の推進が求められます。

また、成人の健康診査、健康相談、健康教室など中高年者を対象にした各種保健事業を行って生活習慣病の早期発見、早期治療のための取り組みを進めていますが、生活習慣病などの疾病が原因で障がいをもつ人が増加していることから、健康の維持管理、増進についての啓発活動の充実が求められます。

さらに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に対する相談・支援体制の推進が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がいの原因となる疾病等の予防のために、健康相談、保健指導、健康意識の啓発に努めるとともに、各種保健事業の推進に努めます。

●目標1：母子保健の充実（健康推進G）

新生児訪問や妊産婦、乳幼児に対する保健指導や健診等の充実に努めるとともに母子保健事業の体制整備を推進します。

●目標2：成人及び老人保健の充実（健康推進G、国民健康保険G）

生活習慣病を予防するとともに、健康の維持管理、増進を図るため健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等の保健事業の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい健診の受診環境づくりを推進します。

●目標 3：健康づくり事業の推進（健康推進 G）

市民自らの健康意識の高揚を図るとともに主体的な健康づくりの実践を支援するため、「健康のぼりべつ 21」に基づく健康づくり事業の推進に努めます。

- ・「健康のぼりべつ 21」に基づく事業の推進
- ・食生活改善推進員協議会との連携と啓発事業の推進

●目標 4：精神保健事業の周知及び利用の促進（障害福祉 G、健康推進 G）

北海道胆振総合振興局と連携し、うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発を推進するとともに、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に関する相談支援の充実に努めます。



2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）

◇ 現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能です。

このためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児においては、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査の受診勧奨と、事後指導の充実に努めています。

また、健診等で障がいが発見された場合は、関係機関と連携をとりながら適切な療育に結び付けています。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療に結び付ける事が大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

●目標 1：早期発見・早期治療体制の充実（健康推進 G）

乳幼児期の障がいの発生と疾病予防のため、母子保健法による乳幼児健診・健康相談等の母子保健事業体制をより一層充実し、早期発見・早期治療に努めます。

●目標 2：障がい児の療育体制の充実（障害福祉 G）

障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標 3：特定健康診査などの推進（健康推進 G、国民健康保険 G）

生活習慣病を予防するため、特定健康診査などの受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。また、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。

3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）

◇ 現状と課題

障がい者に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、従来、入院あるいは通院によってしか受けられなかった医療を、在宅でも受けられるようになってきたことから、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の機能低下を防ぐため、障害福祉サービスや医療費軽減のため公費負担制度の周知に努めます。

●目標 1：医療費等に関する制度の周知（障害福祉G、国民健康保険G、年金・長寿医療G）

自立支援医療、進行性筋萎縮症者療養等給付事業等の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

●目標 2：障害福祉サービスの周知と利用の促進（障害福祉G）

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、障害福祉サービスの周知と利用の促進に努めます。

4. 難病施策の充実

◇ 現状と課題

「難病」は医学的に明確に定義された病気の名称ではありませんが、昭和47年に当時の厚生省の難病対策要綱において、「(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

障害者総合支援法においても、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、これを障害福祉サービスの対象とし、患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上や、家族の介護負担の軽減等を図ることとしています。

難病への対策は、今後も北海道が地域における難病患者に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていきませんが、当市としても北海道と連携をとりながら、各種相談・情報提供等を行い、難病患者やその家族への支援を図ります。

◆ 施策の基本的方向

難病患者やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

●目標1：障害福祉サービス制度の周知（障害福祉G）

難病患者やその家族の介護負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく、難病患者等の障害福祉サービス制度の利用周知に努めます。

●目標2：助言指導体制の充実（障害福祉G）

北海道胆振総合振興局と連携を図りながら難病患者やその家族に対し、保健・医療・福祉情報等を提供するとともに、助言指導等の体制の充実に努めます。

※「厚生労働大臣が定める程度である者」については、現在のところ「難治性疾患克服研究事業」の対象としている130疾患と関節リウマチが対象となっています。